資料１－１

令和8年10月19日

総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第214号の概要
（労働力調査の変更）

1　労働力調査の概要（現行計画）

調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ること

調査の概要

調査期日

- 毎月末日（ただし、12月は26日）現在

※　就業状態については、毎月末日に終わる１週間（ただし、12月は20日から26日までの１週間）

報告者数

- 基礎調査票：
  全国の約４万世帯及びその世帯員約11万人（母集団：約5000万世帯、約１億3000万人）

- 特定調査票：
  全国の約１万世帯及び15歳以上の世帯員約２万5000人
  （母集団：約5000万世帯、約１億1000万人）

※　特定調査票は、基礎調査票の報告世帯のうち、２年目の２か月目に該当する世帯のみ対象

調査系統

- 総務省－都道府県－統計調査員－報告者（指導員及び調査員）

調査事項

- 基礎調査票：
  就業状態、所属事業所の事業、仕事の種類、雇用形態、就業時間・日数、求職活動の時期・理由等

- 特定調査票：
  ・15歳以上の世帯員：教育の状況、年間収入等
  ・就業者：就業時間増減の希望・転職等の希望等
  ・失業者：求職活動の方法・期間及び就職できない理由等
  ・非労働力人口：就業希望の有無・非求職の理由等
  ・前職のある者：前職の雇用形態・離職時期・離職理由等

結果公表

- 基本集計（基礎調査票を基に集計する結果）
  月別　各月の速報公表日（原則として調査月の翌月末）
  四半期平均　各四半期の最終調査月の速報公表日
  年平均　12月分の速報結果公表日　など

- 詳細集計（主に特定調査票を基に集計する結果）
  四半期平均　各四半期の最終調査月の翌々月上中旬
  年平均　10～12月平均の速報公表日
  など

2　調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

- 政府が毎月発表する「月例経済報告」における雇用面の景気分析指標として利用
- 「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月13日閣議決定）における目標値・フォローアップ指標として利用（例：長時間労働の実態把握、25歳～44歳女性の就業状況把握等）

加工統計への利用

- 国民経済計算における雇用者報酬の推計に利用

国際比較のための利用

- 国際機関（国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）など）における就業者数、失業者数等の国際比較

3　主な変更事項（全体像）

①特定調査票における調査事項の変更

- 就業希望の実態及び未活用労働の状況をより適切に把握するため、特定調査票の調査事項を見直し

②集計事項の見直し

- ILO基準による「失業者数」を用いた集計事項を追加し、利用者への提供情報を充実

③使用する統計基準等の変更

- 季節調整プログラムを現行の標準的なプログラムへ移行し、安定的な運用環境を確保

【参考】未活用労働　とは

・「未活用労働（Labour Underutilization）」とは、2013年のILO決議（第19回国際労働統計家会議における決議）（※）で示されたものであり、**働ける能力があるにもかかわらず、十分な仕事に就けていない労働力の状態を、現に失業している者以外の者も含めて幅広く捉える概念**である。

・労働力調査では、未活用労働を把握するに当たり、ILO決議に準拠しつつ、一部については日本の実情を踏まえた定義を用いながら、「追加就労希望就業者」（A）、「失業者」（B）及び「潜在労働力人口」**（C）**の３つの就業状態区分を設定している。

※　2013年のILO決議では、失業者に関する国際基準の明確化が図られるとともに、雇用情勢をより多角的に把握するため、失業者に加え、就業時間の不足や潜在的な労働力も考慮した未活用労働指標を導入することとされた。

これを受け、総務省統計局は、未活用労働指標を作成するため、従来から把握していた**「完全失業者」**（①就業していない、②月末１週間に求職活動をおこなった、③就業可能である）に加え、**「失業者」**（②の求職活動期間を過去１か月以内に拡大して捉える）区分を設定するとともに、2018年１月調査から、追加就労希望就業者等を把握できるよう調査事項を見直した。未活用労働指標については、2018年１～３月期平均結果から公表している。

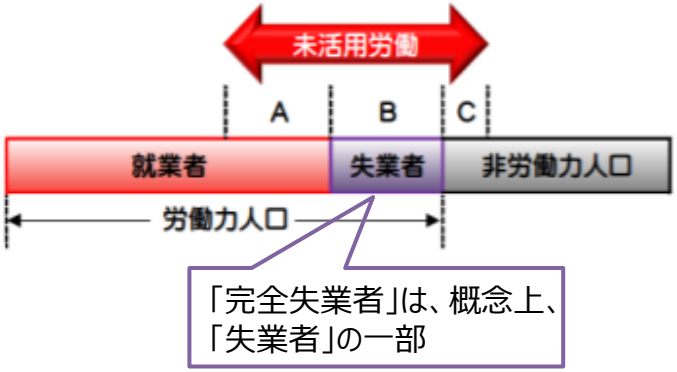

（A）追加就労希望就業者
就業者のうち、①週35時間未満の就業時間である、②就業時間の追加を希望している、③就業時間の追加ができる者

（B）失業者
仕事に就いていない者のうち、①１か月以内に求職活動を行っており、②すぐに就業できる者

（C）潜在労働力人口
就業者でも失業者でもない者（非労働力人口）のうち、①１か月以内に求職活動を行っている、②すぐではないが、２週間以内に就業できる者（「拡張求職者」）あるいは、①１か月以内に求職活動を行っていない、②就業を希望している、③すぐに就業できる者（「就業可能非求職者」）

3　主な変更事項（１）

特定調査票における調査事項の変更

変更内容

- **これまで「転職希望」と「追加就業希望」を１つの調査事項で把握していたが、独立して把握できるよう、調査項目を分割**

  就業異動のより的確な把握のため、それぞれの動向を把握できるよう区分して把握する

「転職などを希望している」とは、「①雇われている人が自分で事業を始めたい場合や、勤め先を変えたいなどと考えている場合」、「②自営業主や家業を手伝っている人が、勤め人になりたい、又は商売替えをしたいと考えている場合」、「③今の仕事のほかに別の仕事もしたいと考えている場合」をいう。【この趣旨は、『特定調査票の記入のしかた』で調査対象世帯に示している】

①②③

A5	転職などを希望している		転職などを希望していない
転職などを希望していますか	実際に仕事を探している	仕事を探していない	
	○	○	○

A5	転職を希望している		転職を希望していない	
転職を希望していますか	実際に転職先を探している	転職先は探していない		①②
	○	○	○	

A6	今の仕事のほかに別の仕事もしたい		別の仕事を希望していない	
今の仕事のほかに別の仕事も希望していますか	実際に別の仕事を探している	別の仕事は探していない		③
	○	○	○	

- **「未活用労働」の算出に必要な指標のうち、「追加就労希望就業者」の把握に関する調査事項について、定義（2013年ILO決議に準拠）により整合的な内容となるよう設問文を見直し**

A6	できる	できない
今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか	○	○

A7	できる	できない
今より就業時間を増やすことができますか 今より就業時間の長い仕事への転職や別の仕事を追加できる場合も含めます	○	○

3　主な変更事項（２）

集計事項の見直し

変更内容

- これまで「完全失業者数」により集計していた集計事項について、経年的なデータ蓄積により、季節調整値による前月比較等が可能となったことを踏まえ、「完全失業者数」に加えて、ILO基準による「失業者数」も併せて公表することとし、関係する記述を変更

労働力調査における集計事項一覧（変更該当箇所を抜粋）

変更前	変更案
世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数（※）	世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別失業者数及び完全失業者数
求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数（※）	求職理由・探している仕事の主従，年齢階級別失業者数及び完全失業者数
求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級別失業者数（※）	求職理由・探している仕事の主従，世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級失業者数及び完全失業者数
※前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、完全失業者についての結果を公表する	（削る）

3　主な変更事項（３）

使用する統計基準等の変更

変更内容

- **季節調整に用いるプログラムを「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更**

・「X-13ARIMA-SEATS」は、「X-12-ARIMA」の後継として、米国センサス局から公開された季節調整プログラムであり、従来の「X-12-ARIMA」と同様の季節調整（X11コマンド）に加え、スペイン銀行により開発されたSEATSによる季節調整（seatsコマンド）を追加したもの

・これまで労働力調査の季節調整値の作成に用いていた**「X-12-ARIMA」は既に提供が終了**しており、米国センサス局の**現行の季節調整プログラムは「X-13ARIMA-SEATS」**となっている。このため、今後の安定的な保守管理及び継続的な運用環境の確保の必要性から、今回、プログラムを変更することとし、調査計画の関連する記述を修正するもの

・なお、季節調整の基本的な手法に変更はなく、X-11コマンドによる季節調整を行うとしている。

【参考：切替えに係る検証結果】
・今回の切替えに当たり、従来の季節調整値の算出に用いている設定を維持した上で、主要30系列を対象とした比較検証を実施
・検証の結果、30系列中26系列について表章単位で差異は認められず、差異が生じた４系列についても最小単位程度の差にとどまり、結果数値への影響は極めて限定的であることを確認

※　第19回評価分科会（令和８年８月27日）において、季節調整におけるプログラムの適用について審議が行われ、サポートが終了したプログラムからの早期切替の必要性等の考え方が整理されたところ。

４　前回答申（令和４年１月）の「今後の課題」への対応状況

今後の課題
● 標本設計の見直しに係る要否について定期的に検討すること ➢ １世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少傾向を踏まえると、基本数について、今後更なる変更が必要になることが想定される。 ➢ついては、５年ごとに行われる国勢調査の結果等を踏まえ、基本数の変更の必要性など、本調査の標本設計の見直しの要否について定期的に検討すること。
→令和７年国勢調査の結果を踏まえて検討を進める予定

（参考）
令和４年２月承認にて、標本調査区ごとに選定する世帯の基本となる数（以下「基本数」という。）（注）について、令和５年５月分以降に実施する調査から、標本調査区の交代の都度、順次15から16に変更。

（注）基本数は、標本調査区内で選定した世帯が全て二人以上の世帯であると仮定した換算数であり、標本調査区で選定する世帯数の上限を示すものではない。したがって、標本調査区ごとに選定される世帯数は、世帯人員の状況によって変動し、単身世帯が多い標本調査区にあっては、基本数を超えて選定される。